

令和4年6月21日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

認定電気使用者情報利用者等協会の認定に関する意見聴取について 意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会において、経済産業大臣から見解を求められた認定電気使用者情報利用者等協会の認定について審査を行い、当委員会として当該認定を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

令和4年6月3日付けで一般社団法人 電力データ管理協会より経済産業大臣に対して認定電気使用者情報利用者等協会の認定申請があり、6月17日付けで経済産業大臣から当委員会宛に意見の求めがありました。

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、認定申請について審査を行った結果、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号)に照らして特段の問題はないと判断されたため、当委員会として、当該認定を行うことに異存がない旨を経済産業大臣へ回答しました。

2. 添付資料

認定電気使用者情報利用者等協会の認定について(回答)

※委員会資料はこちら。

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/374_haifu.html

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 田中
担当者:前山、森野
電話:03-3501-1585(直通)